

令和6年度第1回一関市地域福祉計画推進会議 会議録

- 1 会議名 令和6年度第1回一関市地域福祉計画推進会議
- 2 開催日時 令和6年8月19日（月）午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 一関市役所 会議室棟第1会議室A B
- 4 出席者
 - (1) 委員 佐藤哲郎委員（会長）、豊間根正明委員、菊地光伸委員、佐々木裕子委員、佐藤みさ子委員、小岩正樹委員、菅原隆委員、渡部俊幸委員、佐藤克朗委員、及川たい子委員、菊地ワカ子委員、長田昌委員、佐々木公夫委員、鈴木一憲委員、菅原正幸委員、千葉真美子委員
※欠席者 皆川富雄委員、葛西信昭委員、木村静恵委員、伊藤智委員
 - (2) 事務局 山形雅彦福祉部長、伊東裕芳長寿社会課長、菅原早苗長寿社会課福祉企画係長
 - (3) その他 【地域福祉計画に関係する事務事業所管課担当職員】
山崎政義まちづくり推進課長補佐兼まちづくり企画係長、
小野寺和宏いきがづくり課長補佐兼いきがづくり係長、
千葉英顕健康づくり課地域医療係長、
武田暁子子ども家庭課長補佐兼子育て応援係長、
佐藤智美児童保育課主事、小野寺一宏福祉部次長兼福祉課長、
千葉信一消防本部防災課長補佐兼住民安全係長、
千葉寧学校教育課主幹
【一関市社会福祉協議会】
吉田浩和地域福祉課長、中村岳史地域福祉課長補佐
※ 設置要綱第7の規定による

5 議 題

- (1) 一関市地域福祉計画中間評価について
- (2) 第2期一関市地域福祉計画に係る令和5年度実績及び令和6年度計画について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 1人

8 挨拶

山形雅彦福祉部長

令和6年度第1回一関市地域福祉計画推進会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まず、委員の皆様方には、何かとご多用の中、委員を快くお引き受けいただき、

本日の推進会議にご出席を賜り、心から御礼申し上げます。また、日頃から、市の福祉行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜りまして、御礼を申し上げます。

さて、地域社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりの希薄化が進み、お互いの支え合いや助け合いといった機能が弱くなっており、認知症高齢者の増加や8050問題、ヤングケアラーや孤独死、虐待、ひきこもりといった見守りの必要な人の増加など、多種多様な課題が浮き彫りとなり、大きな社会問題となっている。みんなが安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、地域社会で支援を求めている人に気付き、住民相互で支援を行うなど、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制の実現と維持のため、行政はもとより、市民や福祉事業者、社会福祉協議会などの関係機関がそれぞれの立場で、相互に協力しながら計画的に進めていくことが必要となっている。

市では、保健福祉分野の施策を横断的、体系的に推進するための基本計画と位置づけている第2期一関市地域福祉計画を地域や事業者の皆様などとの協働による地域福祉を推進するため、この「一関市地域福祉計画推進会議」を設置し、様々な分野の方々からの意見を取り入れながら、計画を推進しているところである。

本日もご出席いただいた委員の皆様には、先ほど申し上げましたような多岐にわたる社会的課題にどのように対応していったら良いかを共にお考えいただき、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をお願いします。

9 会長・副会長の選出について

事務局から、会長、副会長の選出について諮ったところ、委員から事務局案があれば示してほしい旨の発言があり、事務局より佐藤哲郎委員を会長、菊地光伸委員を副会長に提案し、これに対して委員から異議なく承認された。その後、会長、副会長席に移動し、就任の挨拶を述べた。

10 第2期一関市地域福祉計画の概要について

事務局から資料No.1により計画の概要の説明を行った。このことについて質疑なし。

11 審議内容

佐藤会長より(1)及び(2)の内容について、重複する内容が多いため、一括して協議することを諮ったところ、異議なく承認された。

(1) 一関市地域福祉計画中間評価について

事務局から、資料No.2の中間評価のアンケート結果について説明し、東北福祉大学総合福祉学部都築光一教授が評価・検証した内容の説明を行った。

(2) 第2期一関市地域福祉計画に係る令和5年度実績及び令和6年度計画について

事務局から、資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 中間評価者の範囲と評価点数は誰がつけたのか。

事務局 中間評価者は前地域福祉推進会議委員と各地区の法定民生委員児童委員協議会の会長が評価しており、コメントと共に評価点もつけていただいている。

委員 事務局の説明でもあったが評価は少し厳しいものだったとのことだが、評価点数は3.6くらいなのに、良い評価があまり載っていない。厳しい意見のみでなく良い意見もあると良いのではないか。資料No.3の行政の評価と資料No.2の評価に少しズレがある。行政としては広めたという評価だが、資料No.2の意見はもっと広げてほしかったとしているが、点数は似ているので、資料No.2にも良い意見を載せた方が良かったのではと感じた。

委員 今回の評価は法定民生児童委員協議会の会長宛てに送ったとのことだが、少ないと感じるがどうか。

事務局 今後、改選期前に各地区民生委員宛てにアンケート調査を予定している。

委員 資料No.3の4ページの(5)避難行動要支援者名簿について、昨年名簿ができていないとの回答があり、名簿の更新がされていない。いつ頃更新される予定か。

事務局 更新できていない状態で申し訳なく思っている。避難行動要支援者名簿については、各情報収集をしている現状で、岩手県の難病データ等の収集に時間を要している。名簿提供は例年年度末になっており、提供に時間を要している。

委員 死亡者の名簿が掲載されて提供されており、返還したことがある。避難行動要支援者名簿が5,321人で、その内情報提供に同意した人が1,598人、うち個別計画作成が675人は少ない。個別計画作成の推進や数字を入れて目標設定し取り組む必要があると考える。

委員 避難行動要支援者名簿の作成は、民生委員が主体となり、必要と思われる方に家族の了解を得て作成したもの。支援者の団体が多かったと思うが、名簿の紛失の問題もあり、支援者を縮小した方がよいと感じる。更新の手続もスムーズに行くと思う。支援する団体の範囲を縮小する方がよい。

会長 名簿の更新に時間を要しているが、名簿の見直しを検討すべきと考える。収集した分のみ先に作成する方法や、県からの情報分は追加で行う方法はどうか。「評価」では業務改善等の目的がある。何の目的のために活動するのかどうか十分に考慮すべきである。

委員 県から提供されるデータの時期もあり、委員会として意見を県に挙げるのがよい。名簿について、民生委員や消防等は把握しているが個人情報との関係があり共有することが難しいと感じている。避難行動要支援者名簿の教育と地域福祉計画の中でどのように市民に周知するか考える必要がある。個人情報について

て、生命に関わる緊急時には、個人情報とは非開示ではないことなどを周知する必要がある。虐待を疑われる情報等も含めて、個人情報をどのように共有して地域福祉に生かしていくか一般市民の方に周知していければと思う。

成人後見人制度について、一般市民への周知が十分ではないと感じる。

今回の評価で、行政と推進委員の意見に差が出ていることから、対応策をより具体的に協議することにより効果が見えてくると思う。

委員 市民に配布するだけでなく、さらに働きかけが必要だと感じる。

会長 今回の評価について、行政政策だけでやれる問題ではなく、個人情報の壁を乗り越えるには市民の力が必要だと思っている。自分達で調べる地域や行政や社会福祉協議会も一緒に入り、個人情報に関する学習会を行っている地域もある。行政政策だけで浸透させるのではなく、それを誰が何をどのように取組ができるか検討していかなければならないと思う。行政計画を踏まえた上で、社会福祉協議会が活動として何を地区ベースで取り組んでいくのか計画していかないうまく機能しないと思われる。

委員 地域協働体の情報の収集や支援はどこで行っているのか。買い物の支援をしている協働体もあるようだが、どこで情報収集などの支援をしてもらえるのか。

まちづくり推進課 地域協働体は、現在市内に市民センター単位で33の地域協働体が設立されている。34の市民センターのうち33の市民センターの区域で設立されている。各地域協働体で地域づくり計画を策定しており、地域でどういう課題があるのか地域の皆さんで話し合いをし、計画を策定している。課題を解決していくために現在取組を進めている。新しい事業の取組については、地域ごとにチーム会議を定期的開催しているので、その際に職員に話をさせていただきたい。

委員 具体的に、車で送り迎えするようなこともしているということか。

まちづくり推進課 送り迎えについて、現在猿沢地域で、コミュニティカーシェアリングという取組の実証事業を実際に行っている。その中で実際にかかる費用を頂いて、地域の車を活用している。

委員 民生委員は、福祉乗車券について、高齢者本人が自分で窓口まで行けない方々の申請を本人に代わって市へ届けている。申請したが対象にならない場合があり、民生委員と本人に伝えていただいている。去年は福祉乗車券の交付の対象に該当したが、今年は該当しないことを本人がわかっていないことがあり、本人に代わりに聞くと対象にならない原因があったと説明される。代理申請し、依頼された責任があると感じているが個人情報のため答えられないという回答

であり残念である。

委員 住民のために働いている民生委員や保健健康推進員、行政区長等の意見、質問を集める場がないと思っている。市民のために働いている人たちの仕事を後押しできるよう考えていくべきである。個人情報に関することは、伝えられないことを説明しないと不信感につながる。民生委員は各住民の個人情報をかなり得ており、代行申請もしている。他の一般の市民と同じような形でこれは個人情報だから具体的な理由まで説明できないということでもいいのかとを感じる。関係者相談を受ける窓口というものが市であるのか。

事務局 市の福祉乗車券の関係も含めてだが、以前は、市民1人1人の所得情報を照会し入手していたが、現在は本人の同意がなければ情報を得ることは出来ないことになっている。そのため、該当するかわからない状態で民生委員に依頼することがある状況になっている。民生委員の立場からすれば、依頼された責任があることは承知しているが、本人の同意なく個人情報を見ることは法に触れることになる。そのため、所得であれば個人情報になるので金額や理由についても、具体的な内容についてお話できないことになっている。本人の同意で、市の職員の閲覧、民生委員に開示まではできるが、個人情報については、本人の同意が必要になっている。

委員 判定時は所得情報を基に判定しているのか。

事務局 申請書の個人情報の閲覧に関しての同意に署名のある方については、市民税課に課税照会をして所得情報を確認してから判定を行っている。

委員 今後もこのような取扱いか。

事務局 そのとおり。

委員 福祉乗車券の申請は2月に本人から署名捺印をもらい、3月に申請書を提出し、4月に乗車券を発行してもらった流れになっている。その時には収入等により対象外になったが、6月に再度申請書が配布され、該当になるかわからないが、再度申請書の提出をした方もいる。判断の基準が6月なのか2月なのかわからない。

委員 申請漏れの無いように市で対応していただき感謝しているが、なぜ該当にならなかったのか担当者に電話が来るらしい。

事務局 この話については、2月、3月に申告したものが6月に反映されるため、市役所は年度が4月に始まって3月に終わる、その年度と申告の時期がずれているということから4月に申請し該当にならなかった方については、6月以降に該当する可能性があるため、もう1回申請していただいているものである。

委員 地域福祉の活動をしていく中で、実際活動していくのは社会福祉協議会である。社会福祉協議会の活動の基盤となる財源と人数があれば、様々な活動の方も充実した内容のことをでき推進できると思う。活動の収入で、社会福祉協議会の会費は一世帯1,000円を目途に集める文書を見たが、社会福祉協議会の計画どおり集まっているのか。一関は東も西も広く、地域性があり一世帯1,000円であるが、金額に差が生じていると聞くが現状のままでいいのか。現在の問題点と改善していく対策について伺う。社会福祉協議会は会費や補助金等を財源にしており公平感が欠ける部分がある。問題点があれば皆さんの意見を聞き、来年度以降は改善し市民の皆様にご協力をお願いしたい。

12 その他

一関市社会福祉協議会から地域福祉活動計画の中間評価についての概要説明。質疑等なし。

13 担当課 福祉部長寿社会課